

## 課題 5

## 指定基準を満たさなくなった場合の対応

…歯科診療所等における指定基準が、各年度での歯科医師の異動等によって満たさなくなる事例が多く見受けられる。これらの事例の中には、一時的に要件を満たさなくなったものも含まれており、各臨床研修施設において求人・雇用に苦慮している現状を鑑みると、一定条件のもと、当該臨床研修施設の指定を継続できるようにすることが必要である。

- ・やむを得ない事情がある場合においては、臨床研修施設の指定に関する特例的な措置（例えば休止の扱いとすること等）を、新たに設けてはどうか。
- ・特例的な措置を行う期間における研修歯科医の異動については、研修管理委員会が研修の継続性を担保した上で認めるなどの運用をしてはどうか。

## 課題 6

## 臨床研修施設の指定基準の見直し

…おおむね常に勤務する歯科医師と同数の歯科衛生士数を必要とする要件に関しては、現在の歯科衛生士の就業状況等を踏まえると、特に見直す必要がある。例えば、研修歯科医が適切なチーム医療に関する研修を行える程度の歯科衛生士数、すなわち当該臨床研修施設で同時に受け入れている研修歯科医と同数以上が確保されていることを要件とすれば、実態に配慮した指定基準となる。

- ・歯科衛生士の雇用が困難である実態に配慮するものの、適切なチーム医療について研修を行うことも必要であることから、常に勤務する歯科衛生士の数を、研修歯科医と同数以上としてはどうか。

## 指定辞退の主な理由（平成 20 年）

- ・常勤歯科医師の不足
- ・指導歯科医の不在
- ・施設の都合
- ・歯科衛生士の不足
- ・移 転

## 課題 7

## 協力型臨床研修施設への対応

…当該協力型施設の受け入れ限度を超えて、多数の管理型施設に対して並行申請を行っている場合があり、連携する当該施設群の研修プログラムの遂行にあたり、不適切な事例が見受けられる。

今後は、管理型施設が多数の並行申請を行っている協力型施設と共同して臨床研修を行う場合、当該協力型施設の具体的な受け入れ予定（受け入れ時期、研修歯科医数等）を明示させ、これを踏まえて研修プログラムを策定する必要がある。さらには、並行申請に関する臨床研修施設の指定基準に関する新たな要件等が必要である。

- ・並行申請できるプログラム数を一定数（たとえば5プログラム程度）以下に限定してはどうか。
- ・協力型臨床研修施設は、並行申請の状況と研修歯科医の受け入れ予定について、研修管理委員会に報告することとしてはどうか。

### 協力型施設の並行申請状況 (H21年、並行申請したプログラム数)

順位	並行申請	施設名称
1	20	A 歯科
2	10	B 歯科医院
3	8	C 歯科クリニック
3	8	D 歯科医院
5	7	E 歯科医院
5	7	F 歯科
5	7	G 歯科
5	7	H デンタルクリニック
5	7	I 歯科クリニック
5	7	J 歯科医院
5	7	K 歯科クリニック
5	7	L 歯科医院
5	7	M 歯科医院

並行申請数	施設数
2	354
3	93
4	30
5	30
6	9
7	9
8	2
9	0
10以上	2